

令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務委託

（2）業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（3）業務内容

別紙「令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）選定方法

公募型プロポーザル方式

（5）公募方法

実施要領及び仕様書の交付は、小樽市ホームページ上で行う。（ダウンロード）

●ホームページアドレス：

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025032100014/>

（6）提案上限額

32,780,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(7) スケジュール

項目	期日
公募開始	令和7年 3月24日(月)
質問書の提出期限	令和7年 3月28日(金) 15時必着
質問書の回答	令和7年 4月 1日(火)
提案書の提出期限	令和7年 4月10日(木) 17時20分必着
参加資格確認結果の通知	令和7年 4月14日(月)
プレゼンテーション	令和7年 4月18日(金)
決定通知	令和7年 4月23日(水)
契約締結	令和7年 5月上旬

※日程については、本市の都合により変更する場合があります。

3 プロポーザルに関する事項

(1) 参加条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 北海道内で自動運転技術の実証実験を公道で実施した実績がある者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- ⑤ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 公募開始日時点において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基

づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

(2) 提出書類

以下に示す①、②の2種類を提出すること。

① 参加申請書類

ア 提出書類

- a 参加申請書（様式1－1）
- b 構成員調書（様式1－2）※グループで応募する場合
- c 誓約書（様式2）
- d 会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- e 財務諸表の写し（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- f 北海道内で自動運転技術の実証実験を公道で実施した実績に関する業務受託実績調書（任意様式）
- g 管理技術者の同種業務実績（任意様式）
- h 印鑑登録証明書（原本又は写し・参加申請書に押印した実印の証明書）
- i 履歴事項全部証明書（原本又は写し・法務局で発行する法人の履歴事項証明書）
- j 国税については、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（原本又は写し・発行後3か月を超えないもの）
- k 地方税については、市町村税の完納証明書又は納税証明書（注1）（原本又は写し・発行後3か月を超えないもの）

（注1）本市で課税がある場合（本市に本店・支店・営業所がある場合等）

は、本市が発行する納税証明書を、本市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書を提出すること。ただし、本店所在地が東京23区の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書を提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループで応募の場合は、構成員のすべてが「3（1）参加条件」の要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記①cからk）は代表者が集約し、他の書類と併せて提出すること。

② 提案書類

本実施要領等を理解した上で、次のとおり提案書類を提出するものとする。

ア 提案内容

提案は全て提案書に記載すること。記載に当たっては別紙 1 を参照の上、本実施要領の中の「(6) 選考基準」の「評価項目」に沿った提案をすること。

イ 提出書類

a 提案書（任意様式）（紙媒体）（提案書表紙（様式 5））

A 4 判（ヨコ型で統一し、上 2 箇所綴じとする。）、横書き、カラー印刷で片面とする。文字サイズは、11 ポイント以上を使用すること。

b 業務委託料 見積書（任意様式）

提案内容に係る経費の総額を消費税及び地方消費税相当額を含めた額で記載すること。本実施要領に基づき算定すること。別に発生する費用がある場合は明記すること。

c 業務実施体制（様式 6）

d 管理技術者、担当者の役割（様式 7）

ウ 提出部数

正：1 部 副：9 部（計：10 部）

③ 提出期限

令和 7 年 4 月 10 日（木）17 時 20 分必着

④ 提出場所

小樽市総合政策部官民連携室（※「6 担当部署」参照）

⑤ 提出方法

持参又は郵送

※持参による受付は、土日・祝日を除く 8 時 50 分から 17 時 20 分までとする。

※郵送は、一般書留、簡易書留、レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限り、令和 7 年 4 月 10 日（木）必着とする。

⑥ 参加辞退

参加申請後に辞退を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加辞退届（様式 8）」を書面にて提出すること。

なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

⑦ 質問及び回答

質問については、質問書を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに

限り、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

ア 提出書類

質問書（様式 3）

イ 提出期限

令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 1 5 時必着

ウ 提出場所

小樽市総合政策部官民連携室（※「 6 担当部署」参照）

エ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないようにまとめて提出すること。併せてその旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法などを除き電話等による照会には応じないものとする。

オ 回答方法

質問に対する回答は、小樽市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

また、回答は本要領の追加または修正とみなす。

なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

カ 回答期限

令和 7 年 4 月 1 日（火）

（3）事前審査結果の通知

- ① 申請者について、「（1）参加条件」を全て満たすか否かの審査を行い、結果を通知する。
- ② 申請者のうち、「（1）参加条件」を満たさなかった者には、条件を満たさなかった旨と、その理由を「公募型プロポーザル事前審査結果通知書（様式 4）」により通知する。

（4）プレゼンテーションの実施

① 日時及び場所

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）

※時間及び場所は、別途指定し連絡する。

② 説明時間等

発表時間は 1 事業者につき 3 0 分以内（内容説明 2 0 分以内、質疑応答 1 0 分以内）を予定している。

片付けと準備の時間を含めてプレゼンテーションとプレゼンテーションの間隔

は15分とする。

③ 参加者数

3名以内とする。

④ 説明者

プレゼンテーションの説明者は、本業務を総括する責任者が行うこと。

⑤ 説明資料等

提案書を使用する。パソコンを使用する場合は、必ず事前連絡の上、提案者で準備すること。プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、延長コードは、市が準備する。

プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

(5) 選考方法

① 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、「(6) 選考基準」に従って審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

② 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目を基に審査し、得点により最適な提案者（以下「受託候補者」という。）及び次順位の提案者（以下、「次点候補者」という。）を選定する。ただし、委員会で審査をした結果、合計点数の平均が60点を超えない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(6) 選考基準

提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙2で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

① 提案者能力（企業）（配点 60 点）

② 業務実施体制（配点 30 点）

③ 提案見積価格の妥当性（配点 10 点）

(7) 参加者の失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合

③ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに参加しなかった場合

④ 審査結果の発表までに本実施要領に定める参加資格に該当しなくなった場合

- ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ その他本実施要領の諸条件に違反した場合
- (8) 選定結果の通知
- 選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載する。
- 選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

4 契約に係る事項

(1) 契約内容の調整

市と受託候補者との協議により、委託業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

なお、協議が整わなかった場合、又は受託候補者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 契約の締結

① 委託業務に係る仕様を確定させた上で、受託候補者と契約を締結する。ただし、契約締結後においても、契約者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

② 契約締結日は市が指定し、場合によっては、事前に秘密保持契約を締結するものとする。

(3) 契約保証金

要する（契約金額の100分の10以上。ただし、小樽市契約規則（平成8年規則第27号）第3条第3項第1号から第6号のいずれかに該当する場合は免除）。

(4) 委託業務の再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(5) 共同参加による業務の遂行

共同参加により、委託業務を遂行するにあたっては、代表事業者を決定した上で各社の事業分担を明確にし、業務の仕様を満たすこと。

5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 参加者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (4) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。(代表者が同一である場合においては、別者であっても同一の者とする。)
- (5) 提出期限後における参加申請書及び提案書の差替え、訂正及び再提出は認めない。
ただし、提案書の提出後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された書類等は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (7) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (8) 受託候補者は、本業務を実施する場合において、市と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (10) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が定める。

6 担当部署

小樽市総合政策部官民連携室（小樽市役所本館2階）担当：阿部

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線 525

電子メール：kotsu@city.otaru.lg.jp